

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主価値の最大化により株主の期待にこたえとともに、顧客、従業員、取引先、地域社会から信頼される企業として企業価値の最大化を目指しております。そのために、経営の透明性と健全性の向上、法令諸規則の遵守の徹底、経営効率の向上を重要な課題として認識しコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。また、当企業グループの従業員一人ひとりが地域社会の一員として法令諸規則を遵守し統一された倫理観のもと行動がとれるよう「グループ行動規範」を制定し、実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
石塚興産株式会社	706,800	24.91
石塚 二郎	307,300	10.83
SEMITEC従業員持株会	211,765	7.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	162,600	5.73
石塚 大助	160,250	5.65
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	118,700	4.18
石塚 みどり	84,750	2.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	84,600	2.98
資産管理サービス信託銀行株式会社	69,500	2.45
笹原 邦夫	23,000	0.81

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

—

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中野 真一	公認会計士											
佐瀬 正俊	弁護士											
大谷 浩美	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中野 真一	○	○	――	中野真一氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と、財務および会計に関する専門的な見識を有している為、また独立性基準に該当しないことから独立役員として指定する。
佐瀬 正俊	○	○	――	佐瀬正俊氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただく為、また独立性基準に該当しないことから独立役員として指定する。

大谷 浩美	○	○	——	大谷浩美氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有している為、また独立性基準に該当しないことから独立役員として指定する。
-------	---	---	----	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、直属部署に監査等委員室を設けております。
監査等委員室の専従者の異動は、監査等委員会の事前の同意を必要としております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人より監査計画の報告を受け、会計監査人の往査に立会い、監査報告を受けております。
また、経営上もしくは監査上の重要事項が発生した場合、対策等について会計監査人と適宜協議を行う等、連携を図っております。
当社は内部監査部門として、内部監査室を設けており、内部監査規程および内部統制規程に従って、当社および関係会社の監査を行っております。
監査結果については、社長および監査等委員会に適宜報告をしております。
監査等委員会は、内部監査室より監査計画および監査結果の報告を受けるほか、月1回開催する監査等委員会へ内部監査室も同席し、情報交換、意見交換を適宜行うことで、相互の連携強化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬委員会	6	0	3	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は代表取締役社長を委員長とする役員報酬委員会を設置し、役員報酬テーブルを定め、経営環境の変化に応じて改訂を行っております。
(役員報酬額算定の基本概念は、業務分掌等に応じたものとしております。)

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の取締役及び従業員（管理職者）並びに当社子会社役員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、2010年6月に導入しました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の取締役及び従業員（管理職者）並びに当社子会社役員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、2010年6月に導入しました。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

1. 直前事業年度において当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役に対する報酬は、取締役（監査等委員であるものを除く。）11名に対して報酬等の総額213百万円、監査等委員である取締役5名に対して20百万円（2018年6月27日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名に対する報酬を含む）支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	なし
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役への情報伝達体制としては、取締役会においての会社状況報告が主となります。また、代表取締役とのディスカッションにおいて情報提供及び意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査等委員会設置会社であります。取締役会は、取締役13名（うち監査等委員である取締役4名）で構成し、定例取締役会を月1回、更に必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営方針など当社の重要事項の意思決定を行うとともに、取締役の職務遂行を監督しております。監査等委員は、取締役会その他の重要な会議へ出席するほか、取締役等から業務執行状況の報告を聴取するとともに、重要な決裁書類の閲覧をし、取締役の職務執行及び意思決定についての適法性、妥当性を監査し且つ、決議に当たって賛否の一票を投じていきます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の監査・監督機能の強化を図り、経営の公正性・透明性・迅速性を確保し、より高いコーポレートガバナンスを確立させ、更なるガバナンスの強化を図るため、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年6月26日に開催しました第63回定時株主総会の招集通知については、6月7日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日である2019年6月27日を回避し、6月26日に開催します。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(5月、11月)に決算説明会を実施する予定であります。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	当社、管理本部 経理財務部 が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境ISOを認証取得し、公表した環境方針のもとで、地球環境の保全活動を優先課題として認識し活動しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	グループ行動規範を定め、ステークホルダーに対しても誠実な情報提供を行うことにより信頼関係を構築してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

基本的な考え方(基本方針)

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備しております。

1. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、その他業務を執行する社員(以下、「取締役等」という)及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社の全ての取締役は、社会規範・倫理そして法令などの遵守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和をはかる。この実践のため、「セミテックグループ行動規範」及び「コンプライアンス規程」に従い、率先垂範して会社全体の企業倫理の遵守及び浸透をはかり、横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - (2) 当社は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「セミテックグループ行動規範」及び「コンプライアンス規程」の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
 - (3) これらに基づき、法律や社内規定などの遵守にとどまらず、取締役及び使用人の全ての者が同じ倫理観・価値観を共有し、広く社会に貢献する企業となり、当社の企業価値の向上をはかる。
 - (4) 法令を遵守する経営の透明性とコンプライアンスの強化に向けて、社長を委員長、顧問弁護士を委員に含むグループ倫理委員会を設置し、より高い倫理観に基づいた事業活動を行うよう指導する。また、これらの活動は定期的にグループ倫理委員会に報告するものとする。
 - (5) 内部監査室は各部門の業務活動が法令、及び会社の方針、規程、規則、基準等に準拠し、適正に遂行されているかを監査し、不適切な事項については改善の勧告・指導を行う。
 - (6) 管理部は「内部通報規程」に基づき、使用人等からの組織的または個人的な法令違反等に関する相談または通報に対し、適正な処理を行う仕組みを構築する。
 - (7) 取締役等が当社グループのコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにグループ倫理委員会に報告する。
また、コンプライアンス・ホットラインを社内・社外に設置し、当社グループの従業員等がコンプライアンス上の問題点について、直接報告できる体制とし、情報の確保に努めたうえで、報告を受けたグループ倫理委員会は、その内容を調査し、必要に応じて関連部署と協議し、是正措置をとり、再発防止策を策定し、当社グループ全体にこれを実施させるものとする。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行にかかる情報(取締役会議事録、稟議書等)は文書(電磁的記録を含む)によって保存する。
 - (2) その取扱いについては「文書保存規程」に基づき、適切に保存及び管理を行い、必要に応じて常時閲覧可能な状態にする。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「経営危機管理規程」に基づき、あらゆるリスクに備えた損失の未然防止体制を構築し、事故発生時の被害を極小化するために適切な対応をはかる。
 - (2) 事故発生時には、重要性により社長または担当取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等、専門家の意見を参考に損害の拡大を防止することで、迅速な危機の解決並びに回避をはかる。
4. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 毎月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会にて重要事項を付議する。付議すべき重要事項については「取締役会規程」、「職務権限規程」に規定した事項とする。
 - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については「組織規程」、「業務分掌規程」に基づき、これを執行する。
5. 当社子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
 - (1) グループ会社の業務執行の状況については、定期的に経営会議及び取締役会において報告される。
 - (2) グループ会社を担当する業務執行取締役は、随時子会社から業務執行の状況の報告を求める。
 - (3) 「関係会社管理規程」において、グループ会社の経営に関わる一定の事項については、当社の関連部署との協議・報告または当社の取締役会の承認を義務付ける。
 - (4) 内部監査室は、グループ会社に対する内部監査の結果を、適宜監査等委員会及び社長に報告する。
6. その他当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
親会社を含むグループ会社間の取引については、取引の実施及び取引条件の決定等に関する内部手続きを定め、これらの取引の客観性及び合理性を確保する。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
当該取締役及び当該使用人の取締役(監査等委員ではない取締役)からの独立性に関する事項
監査等委員会の当該取締役及び当該使用人に対する指示の実行性確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会の職務は、内部監査室においてこれを補助する。内部監査室の使用人の異動、評価等は監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性を確保するものとする。
 - (2) 内部監査室の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
8. 監査等委員以外の取締役・使用人等、子会社の取締役、監査役、執行役、使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
 - (1) 代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行うものとする。
 - (2) 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員等は、監査等委員が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。
 - (3) 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員等は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損害を及ぼす恐れのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとする。
 - (4) 内部監査室及びグループ倫理委員会は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。
 - (5) 管理部は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部通報の状況の報告を行うものとする。
9. 監査等委員会へ報告した者が報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

10. 監査等委員の職務の執行について発生する費用等の方針に関する事項

その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会外その職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等を請求した場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 監査等委員が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担する。
- (3) 監査等委員会は、グループ会社の監査役(もしくはこれらに相当する者)又は内部監査室との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。
- (4) 監査等委員会は、定期的に代表取締役社長及び会計監査人と意見交換をする機会を設けるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

従業員(アルバイト、派遣社員を含む)の新規採用については、各部署の責任者が面接を行い且つ経歴書を確認し反社会的勢力との係わり合いがありそうな人間の採用を回避するようにし、問題の可能性について考慮した上で採用の可否を判断しております。なお、2007年3月にグループ行動規範を制定致しました。これはグループのすべての役員・社員が日々、誠実且つ適切な行動をするための共通価値観・倫理観であり、全員に配布し且つ毎年1回この規範の遵守実践についての誓約書を取り付けます。また「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、販売先・仕入先などとの新規取引開始に当たっては、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき反社会的勢力との確認調査などにより取引先調査を実施し、反社会的勢力との関係を排除できるように努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項